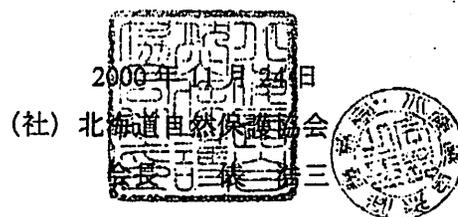


北海道森林管理局

局長 田尾 秀夫 様



北海道森林管理局・旭川分局・上川南部森林管理署の伐採計画に関する意見書・質問書

今般、国有林野において「国有林は、国民の森林として、森林の有する公益的機能の發揮を重視しつつ、持続可能な森林経営を実行していくこと」を基本方針として、その達成状況の評価基準の中に「生物多様性の保全（基準1）」、「土壌及び水資源の保全と維持（基準4）」および「地球的炭素循環への森林の寄与の維持（基準5）」を挙げており、森林の自然環境保全上の役割を重視されていることに心からの敬意を表します。

しかしながら、国有林経営の基本方針が変革された現在でも、なお旧態依然として伐採だけに重点を置いた国有林経営が行われているという、真に残念な例も少なくありません。それは、国有林野の方針転換と前後して、いわゆる「駆け込み」的に立案された長期計画が現在も継続していることから、また、上記の基本方針が個々の森林管理署や担当者まで十分に浸透していないことから、方針と矛盾した現実が続いていると考えます。

上記に関する諸問題を解決していただくため、当協会は貴局（旧北海道営林局）に対して1999年2月25日に「地域管理計画案等に対する意見」、また同年12月20日には「北海道の国有林に関する質問書・要望書」を提出してまいりました。2000年2月8日、後者に関して貴局保全調整課長名の回答書をいただいております。

他方、当協会稗田一俊理事は、1999年2月23日、旭川分局上川南部森林管理署（旧旭川営林支局幾寅営林署）における伐採計画について、伐採による河川生態系への悪影響の観点から「上川南部森林計画区・第一次国有林野施業実施計画・第一次地域管理経営計画についての意見書」を同分局に提出しました。これに対する回答の主旨は、「適正な伐採に配慮する」というものでした。

しかし、1999年4月1日に樹立した同森林管理署の伐採計画に基づいて2000年1月から3月にかけて伐採されたルオマンソラブチ川水系の現状を見ますと、「決して適正ではない過剰な伐採」があったと判断します。また、この水系とともに、シーソラブチ川水系パンケヤーラ川上流域における今後の伐採計画については、水源涵養保安林において伐採すべきではないと思われる、小規模に残された天然林まで伐採しようとしている点で、そして上記の貴局による回答との不整合がある点から、大きな疑問が生じております。

以下に、当該地の森林と河川の現況を概説した上で、私たちの意見を述べさせていただき、質問を列記いたします。貴局におかれましては、項目ごとに理念的かつ具体的な回答

をいただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. シーソラブチ川水系パンケヤーラ川流域（上川南部森林管理署・富士循環地区・54～58林班）における天然林の伐採計画

本項では、まずシーソラブチ川水系における伐採進行と河川環境変貌の関係について全体的に論考し、次に、支流のパンケヤーラ川流域における伐採計画に関する意見と質問を述べます。

（1）シーソラブチ川水系における河川環境の変貌とその原因

当協会稗田一俊理事の過去23年間にわたる観察結果に基づきますと、シーソラブチ川水系の伐採進行に伴う河川環境の変貌は、以下のようにまとめることができます。

①平水時の河川水量が減少するとともに、降雨時の増水速度が速まり、増水量も過去にないほどに増え、水質は土壌そのものが流れる土色の泥水となってしまった。また、②安定していた川筋（流路）が変動し始めた。すなわち、増水時の激しい流れによって河床が頑丈な岩盤となる場所では側方の河岸浸食が進み、他方、河床が砂利からなる場所では河床そのものが浸食されて低下した。そのため、後者では河岸と河床との比高が大きくなり、河岸崩壊が生じ易くなった。これらの結果、③流域から大量の土砂が流出し、河岸の立木が川に倒れ込むようになって多くの流木が発生した。

ちなみに、川下りなどによってシーソラブチ川を見守ってきた地元の方によりますと、山畔（やまくる）地区など下流域の緩斜地では大量の土砂堆積（砂礫堆）が見られること、そして、落差があった場所に落差が緩和されるほど大量の土砂が堆積し、流れが単調化したことが指摘されております。このような緩傾斜地では、④河床が上昇することによって、増水時に越水が生じ、水害に結果することが大いに危惧されます。

他方、⑤川床の砂礫は小形のものから大形のものに変化したため、イトウ、オショロコマ、アメマス、フクドジョウ、ハナカジカ、エゾウグイ、スナヤツメなど、希少種を含む魚類の産卵床が形成されにくくなり、それらの繁殖場が激減した。このような魚類資源への影響と関連して、⑥魚類を餌とするカワガラス、カワアイサなど、希少種を含む鳥類への影響も懸念される状況になった。

以上の河川環境の変貌は、上流域における国有林の伐採進行に伴って認められるようになったことは明らかであります。支流パンケヤーラ川流域を含んで、この問題点を上川南部森林管理署に指摘しましたところ、同森林管理署は「適切さを欠いて過剰伐採をしてきたこと」を認めております。これが過去の問題に限られるのであれば良いのですが、この水源涵養保安林における伐採が進行したため、増水のたびに河川の荒廃が拡大するという影響が顕著に続いており、国有林野の基本方針と明らかに矛盾した現状になっております。

既述の貴局による回答書（2000年2月8日）では、「シーソラブチ川水系及びルオマンソラブチ川水系については、植え込みなどの造林・保育を行うとともに、シーソラブチ川

水系については伐採を見合わせ、水源涵養等の機能が発揮されるように努めているところ
です」との明確な回答がありました。このことは、「生物多様性の保全」や「土壌及び水
資源の保全と維持」など森林の公益的機能を重視する貴局が、上述の現状を放置しないこ
とを明言したものであり、実際に、当初の計画にあった本流域の清水の沢と小屋の沢、そ
して支流パンケヤーラ川流域の一部において伐採計画を中止されたことは評価されます。

(2) シーソラプチ川支流パンケヤーラ川上流部の伐採計画に対する意見と質問

シーソラプチ川水系における過剰伐採と河川環境の変貌は、古くから伐採が進行した本
流域において顕著でありましたが、近年、その支流パンケヤーラ川流域でも「適切さを欠
いた過剰伐採」が行われ、以下のような河川環境の変貌に結果しております。かつて天然
林が多く河川が比較的安定していたパンケヤーラ川流域では、過剰伐採の進行に伴って、
現在では河川の平水量が減少し、降雨時の増水量が増え、河床の砂利が流されるようにな
り、岩盤の露出が認められるようになった。また、淵が土砂によって埋められるなど、河
川環境の荒廃が現実のものとして着実に進行し始めた。

同じ流域にある国有林と王子製紙の森林を空から眺めますと、前者は皆伐後に植林して
もそれが成功しなかった笹原の「一面のグリーン」、後者は「黒々とした森」がそれぞれ
卓越しております。このことから、王子製紙の森では、幾度となく伐採されながらも適正
な択伐方法によって古くから、現在の基本方針である「持続可能な森林経営」が行われて
きたことが明らかです。

これに対して、国有林では水源涵養保安林でありながら過剰な伐採が進行してきたこと、
その上で、今回、皆伐地・若齢植林地を取り巻き「保護帯」として残された天然林や急傾
斜地に残された天然林まで伐採しようとしていることが明らかです。54～61林班の林
況（添付資料1～2）を見ますと、59～61林班ではすでに約半分の面積が20年生未
満の若齢植林地となり、54～58林班でも27～39%の面積が同様な若齢植林地とな
っております。この流域に残された天然林は、伐採による種々の影響を軽減するため、あ
るいは災害防止のため、すなわち公益的機能のために伐採されなかったと理解できます。
当該地を観察しますと、この流域は、水源涵養保安林としてこれ以上の伐採は続けてはい
けないと強く感じさせられます。そこで、以下の質問をさせていただきます。

①貴局の回答書によると、「シーソラプチ川水系については伐採を見合わせる」どのこ
とでしたが、支流パンケヤーラ川流域にある54～58林班（富士循環地区）については
伐採計画が中止されておられません。この点は大きな不整合と考えられ、残された天然林の
水源涵養保安林としての公益的機能を失わせ、シーソラプチ川水系における森林・河川の
顕著な荒廃を拡大させることになると思います。この点に関して、説得力のある回答をお
願いたします。

②上川南部森林管理署は、この水源涵養保安林（富士循環地区）において「不適切で過
剰な伐採が行われてきたこと」を認めております。しかしながら、国有林野において「不
適切な」伐採、または、「過剰な」伐採と言う場合、それらの基準が必ずしも明らかでは

ありません。最初に、この地域における伐採について何を基準にして伐採計画が立案され、どのように「不適切で過剰な伐採」が行われてきたのか、具体的な資料に基づいて、詳細なご回答をお願いします。

③水源涵養保安林における伐採は、本来的には、「単位面積当たりの材積」による単一基準によって決定するのではなく、水源涵養の目的を果たせるかどうかに関わると考えます。しかしながら、材積に基づいて伐採計画を立てられた貴局では、伐採後の目標材積量がどの程度（平方キロメートル当たり何立方メートル）と考えたのか教えてください。また、水源涵養保安林として残すべき材積量を平方キロメートル当たり何立方メートルが適切であると判断されているのか、貴局の判断基準を教えてください。

④この流域の水源涵養保安林には、既述のように、20年生未満の若齢植林地が広範囲に認められます。水源涵養保安林でありながら「保護帯」を除いて皆伐状態になるまで伐採した林班・小班や植林に失敗して景観的に笹原状態にある場所が多いことから、この流域ではまさに「不適切で過剰な伐採があった」と私たちは判断します。伐採後直ちに植林したとしても、それらの若齢植林地は水源涵養の機能を再び発揮するまで50年も100年もの長い年月が必要と考えます。ここに、若齢植林地は水源涵養の目的を果たしうるのかどうか、また果たし得ない場合にはどのような補填策を講じられるのか、貴局のご見解をお聞かせ下さい。

⑤この保安林内を流れるパンケヤーラ川を20年以上観察し続けてきた結果、伐採の進行に伴って、河川の増水量が増え、河床の砂利が流され、岩盤の露出や淵が埋まる現象があちこちに見られるようになりました。これは、森林伐採によって流域の降雨時における保水能力が低下した結果と考えることができます。当協会稗田理事は、この河川で起きている現象とそこに生息する生物への影響について貴局に報告し、これ以上の伐採は懸念される影響が大きいと問題提起を続けてきました。しかしながら、貴局は、河川とそこに生息する生物についてまったく調査されることもなく、今回の伐採計画を立てました。そこで、河川および生物の調査がなされなかった理由、また、それらの調査もなく伐採計画を立てられた根拠について、とくに貴局が重視する「生物多様性の保全」と「土壌及び水資源の保全と維持」の観点から、ご回答をお願いします。

⑥今回の計画における伐採予定地は、すべて水源涵養保安林にありますが、林班ごとに具体的な質問をしますので、ご回答をお願いします。すでに伐採された林班・小班では、実際に河川への直接的な影響が現れておりますので、水源涵養保安林の目的に合うよう、正確にお答えいただきたいと思います。なお、各林班の植林状況は、平成10年3月31日現在の森林調査簿に基づいております。

1)伐採が予定されている「54林班ほ・く小班」と「55林班れ小班」は、沢地を含みますので今後伐採されますと河川に対する直接的な影響が危惧されます。同時に、それぞれの周辺林班・小班は20年生未満の若齢植林地となっております。これらの伐採予定地および周辺植林地は、現在、水源涵養保安林として機能しているのでしょうか、また伐採後、将来にわたって水源涵養保安林として機能していくのでしょうか、さらに水源涵養

の目的に合うように今回の伐採計画が立てられているのでしょうか、ご回答をお願いします。

2)同様に、伐採予定地である「56林班ろ・は・ほ小班」、「57林班ろ・は小班」および「58林班ろ小班」は、それぞれの周辺林班・小班が18年生未満、17年生未満および15年生未満の若齢植林地となっております。これらの若齢植林地は、現在、水源涵養保安林として機能しているのでしょうか、ご説明下さい。今後、計画通りに伐採された場合、水源涵養保安林としての機能は発揮されるのでしょうか、ご回答をお願いします。

2. ルオマンソラプチ川水系（本流域とその支流トマム川流域）における伐採問題

(1) ルオマンソラプチ川水系の現況とそれに関する意見

ルオマンソラプチ川本流域では、これまで過剰な伐採が繰り返され、泥水が絶えることなく流れております。その結果、この流域にかつて良好に認められたイトウの産卵数が減少しており、この川のイトウ資源の絶滅が危惧される事態となっております。同様な事態が、今後伐採が計画されている支流トマム川流域でも危惧されます。ちなみに、上川南部森林管理署が行った国有林伐採によって、すでに幾寅川のイトウ資源は絶えております。

ルオマンソラプチ川本流の上流域は、とりわけ残された大径木が少ない「スカスカ状態」の景観を呈し、残された大径木も多くが枯れ、さらに折れたり倒れたりしており、さながら樹木の墓標が乱立しているように見えるほど、著しい荒廃が明らかです。他方、支流トマム川流域は国道沿いの景観保護のために伐採を免れてきたと思われ、唯一安定した河川環境を維持しております。さらに、この水系の伐採が進行するに伴い、激しい増水が繰り返され、シーソラプチ川との合流地点、「落合」では増水時に橋梁に達するほど水位が上がりますので、地元からも洪水災害を懸念する声が開こえます。

従って、ルオマンソラプチ川水系は、すべて水源涵養保安林に含まれておりますが、もはやこれ以上伐採してはいけない臨界的な状況にあると判断します。しかし、この水系において唯一良好に残されたトマム川流域も、すでに植林地となっている本流域もなお今後の伐採が計画されております。当協会は、すでに1999年2月25日付けの意見書において「現場の作業が始まれば、改めて問題点が浮上する場合は当然に予想されるので、貴局の計画は弾力性をもって運用されること」を要望しております。ここに、改めてこの水系における伐採計画の中止を再検討していただけますよう、切に要望いたします。

(2) トマム川流域「138林班か小班」における伐採に関する質問

①標記の林班・小班について、上川南部森林管理署は育成天然林として扱っており、その「間伐施業」を行ったと述べております。しかしながら、後記する資料3～9の径級区分図によれば「一斉林型」ではなく、明らかに「大小老幼の樹木が混生している択伐林型」を示していますから、一斉林型の「間伐施業」と天然林の「択伐施業」を区分する観点からは、「択伐施業」が行われたと理解できます。『林業百科事典（丸善、1965）』によれば、「択伐」とは、「大小老幼の樹木が混生している択伐林型の森林で、成長が衰えはじめたものや、材質に欠点のあるものなどを、単木的に切ることで、理想の立木状態に近づける

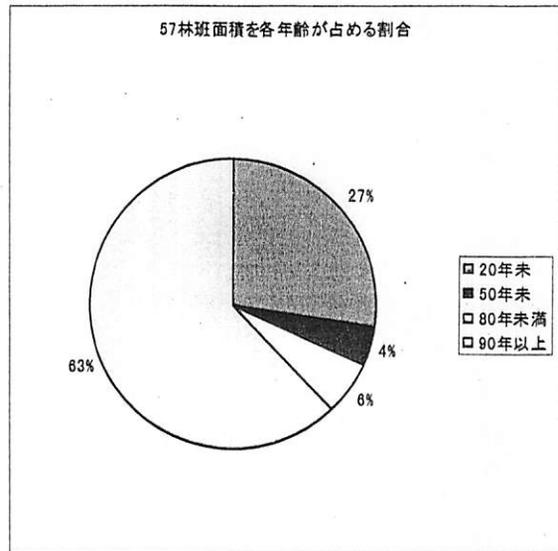
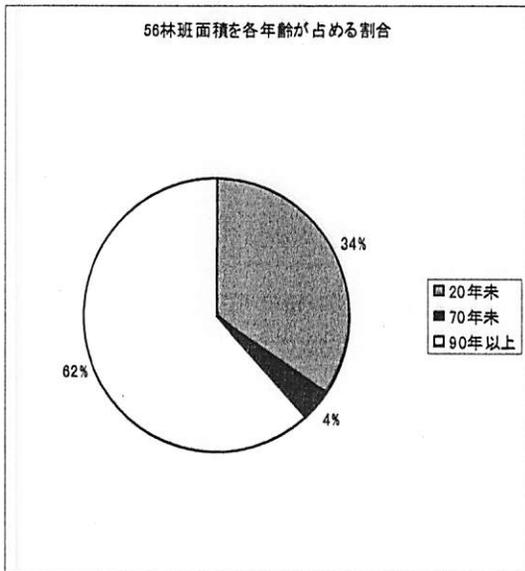
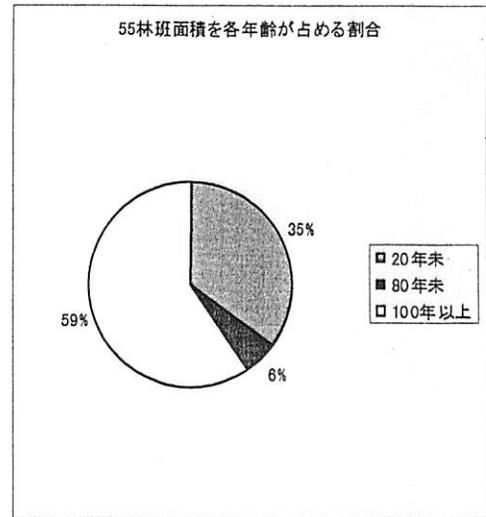
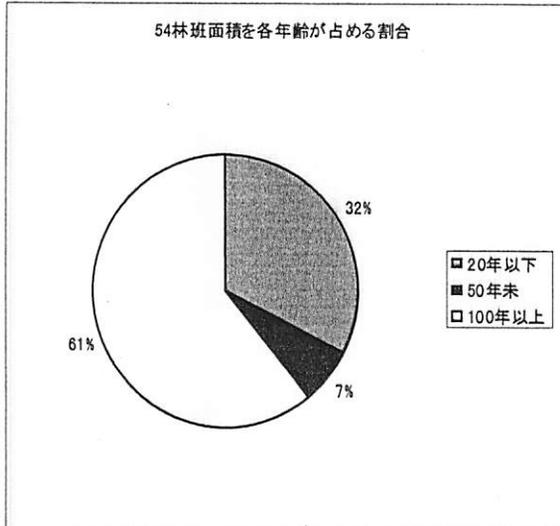
ように努力しながら、個々の樹木を健全に育てると同時に、後継樹が順調に育つように伐採木を選ぶ。理想の択伐林は優良樹種が主体であって、材積成長量が多く、かつその生産を続けられることが重要である。・・・とくに粗放な林業では、価値の高い樹木が伐採されやすいばかりでなく、伐採量が多くなって、森林を荒廃させるおそれがある。」と説明されています。ここに言う「択伐」は、貴局が重視する「森林生態系の健全性と活力の維持」や「持続可能な森林経営」の観点に合致した、天然林における良好な伐採方法と考えます。他方、天然林における伐採を「主伐施業」とそれ以外の「間伐施業」に区分する観点によりますと、その場合の「間伐」には、上記の「択伐」と同じ理念が根底にあるはずと考えます。当協会稗田理事は、2000年4月10日、同年1月から3月にかけて伐採された標記林班・小班において材積調査を行いました。その方法は、一般的な方法ではなく、残された立木については「胸高直径」、伐採木については「伐り株直径」をそれぞれ計測しました。それらの結果は、すでに貴局にお渡ししておりますが、調査方法の如何に関わらず、残された大径木だけを選んですべて伐採している事実を明らかに示しております(添付資料3～9)。このように母樹を全く残さない伐採方法は、この場合は「主伐施業」ではありませんので、「択伐」あるいは「間伐」のいずれで呼ぼうとも、先に述べた理由から、明らかに誤った施業方法であり、決して「適正な伐採」とは言えないと考えます。したがって、この138林班における伐採方法が、「適正な伐採」であったという明確な理由をご説明ください。

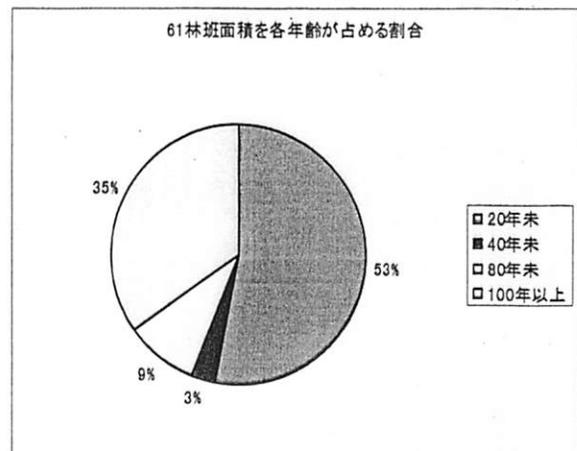
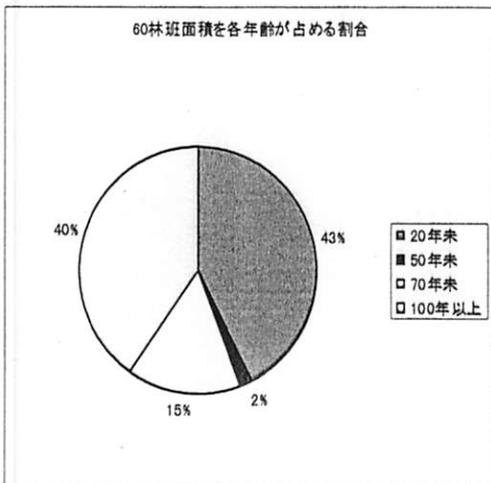
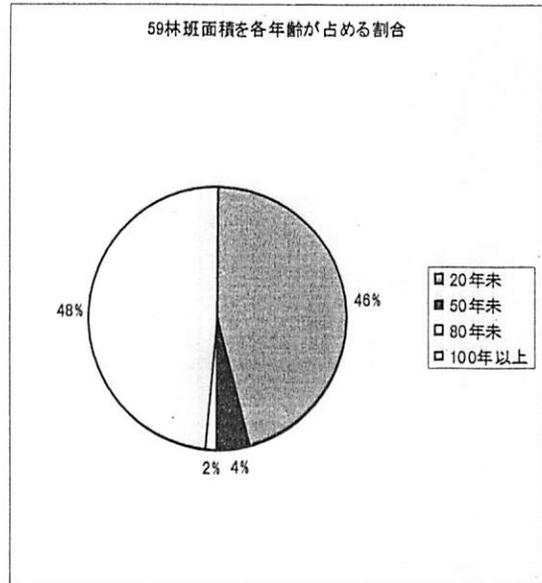
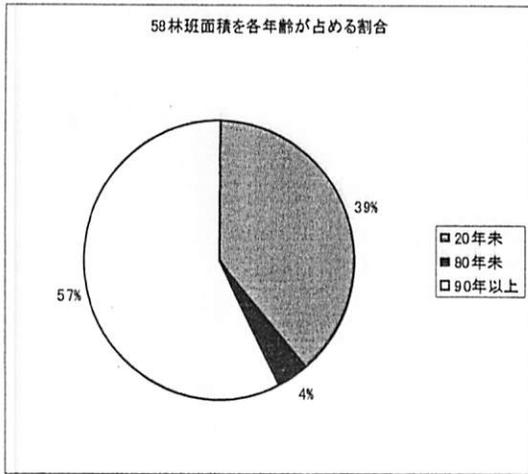
②当協会稗田理事は、すでにこの地域において希少な大型フクロウの姿を目撃したと貴局に伝えてあります。その後、貴局はこの情報をどのように扱われ、どのように森林管理計画に盛り込まれたのか、あるいは貴局がこの希少種の調査をされた上で計画を立てられたのか、「生物多様性の保全」の観点からご回答ください。

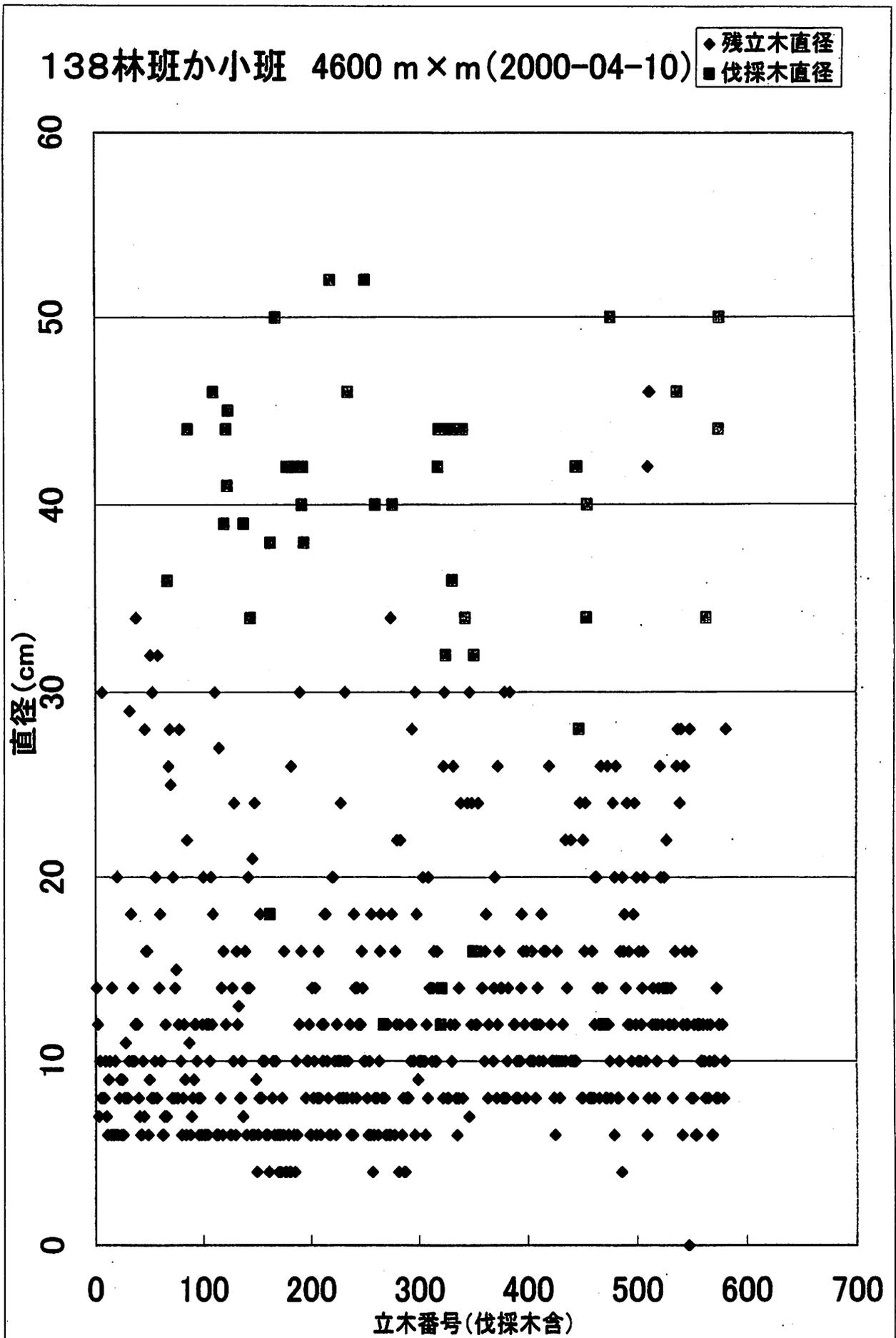
(3) ルオマンソラプチ川本流域の諸問題に関する質問

①水源涵養保安林であるルオマンソラプチ川本流域では、過剰伐採に起因して、泥水が数年間絶えることなく流れたため、魚類資源の明らかな減少が認められます。貴局には「生物多様性の保全」の観点から河川生物資源の調査を行う必要があると考えますが、早急にその調査を行うのかどうか、お知らせ下さい。

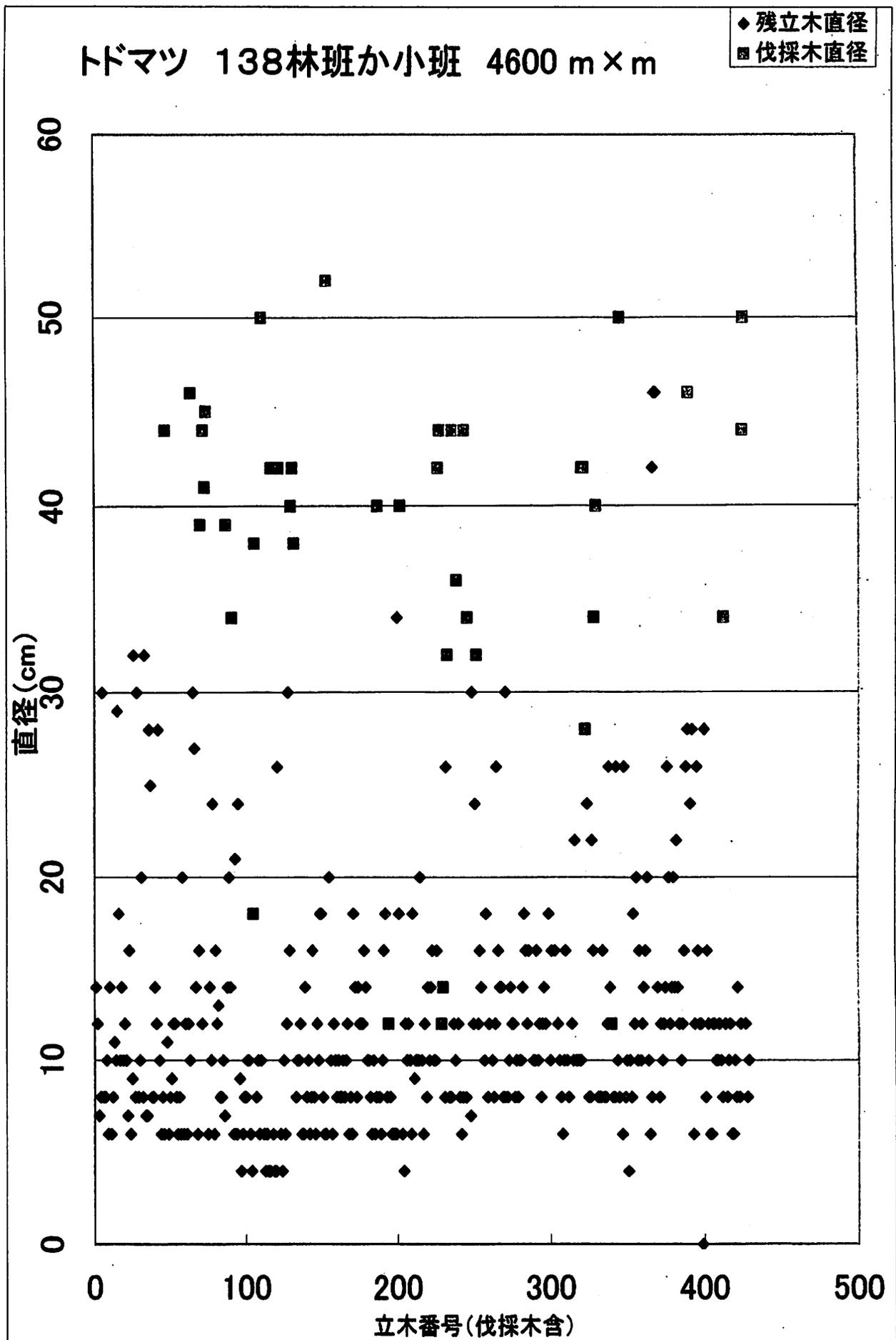
②ルオマンソラプチ川本流域において、河岸にあったイチイ(オンコ)の大木が根元から抜き取られ、販売されたと聞いておりますが、その行為によって掘削された土砂が河川側へ押しやられました。このような河川への悪影響について事前にどのように検討され、事後にどのような対策を講じられたのか、ご回答を願います。



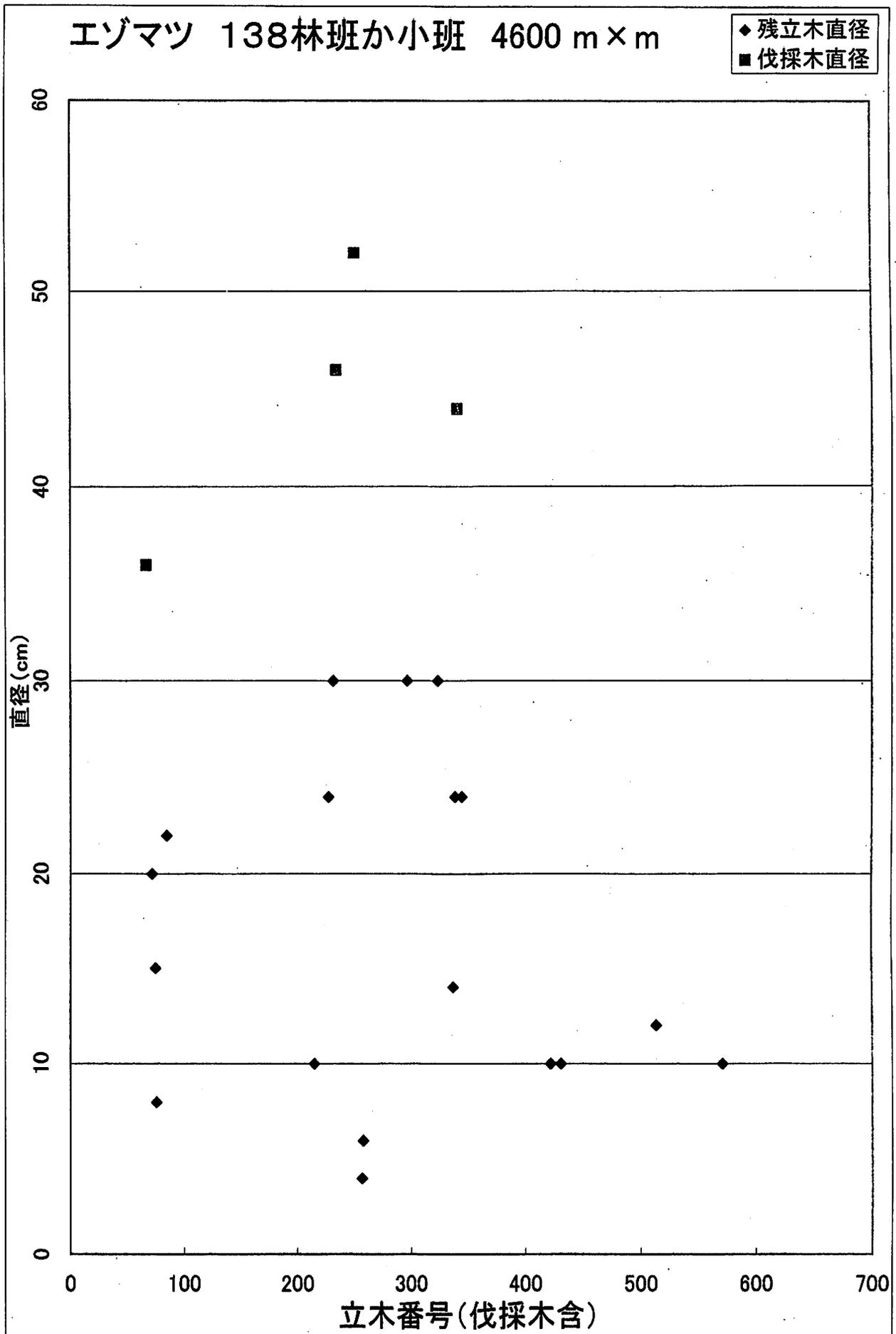




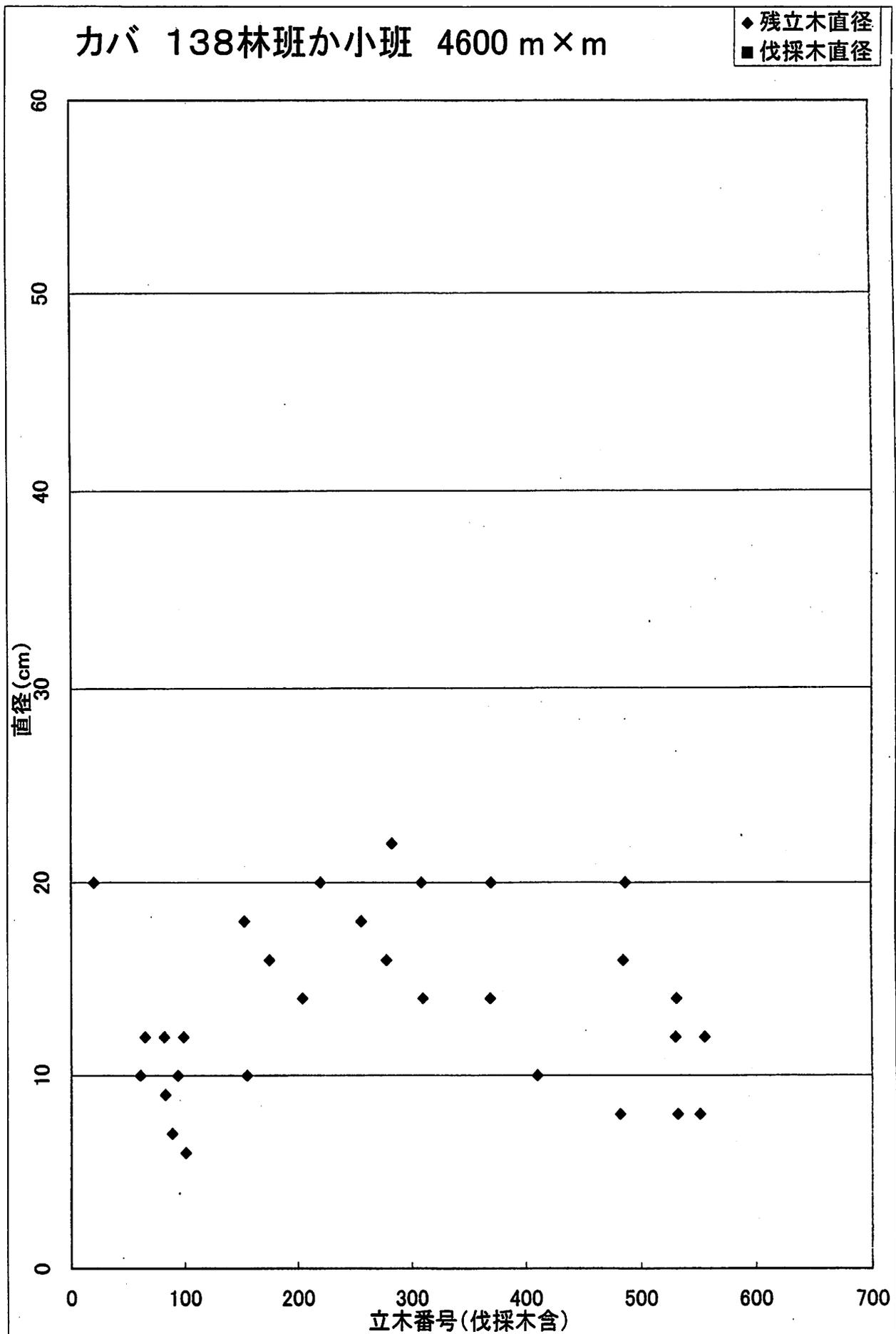
資料4. ルオマンソラプチ川流域、138林班の伐採地における径級区分図 (トドマツ)



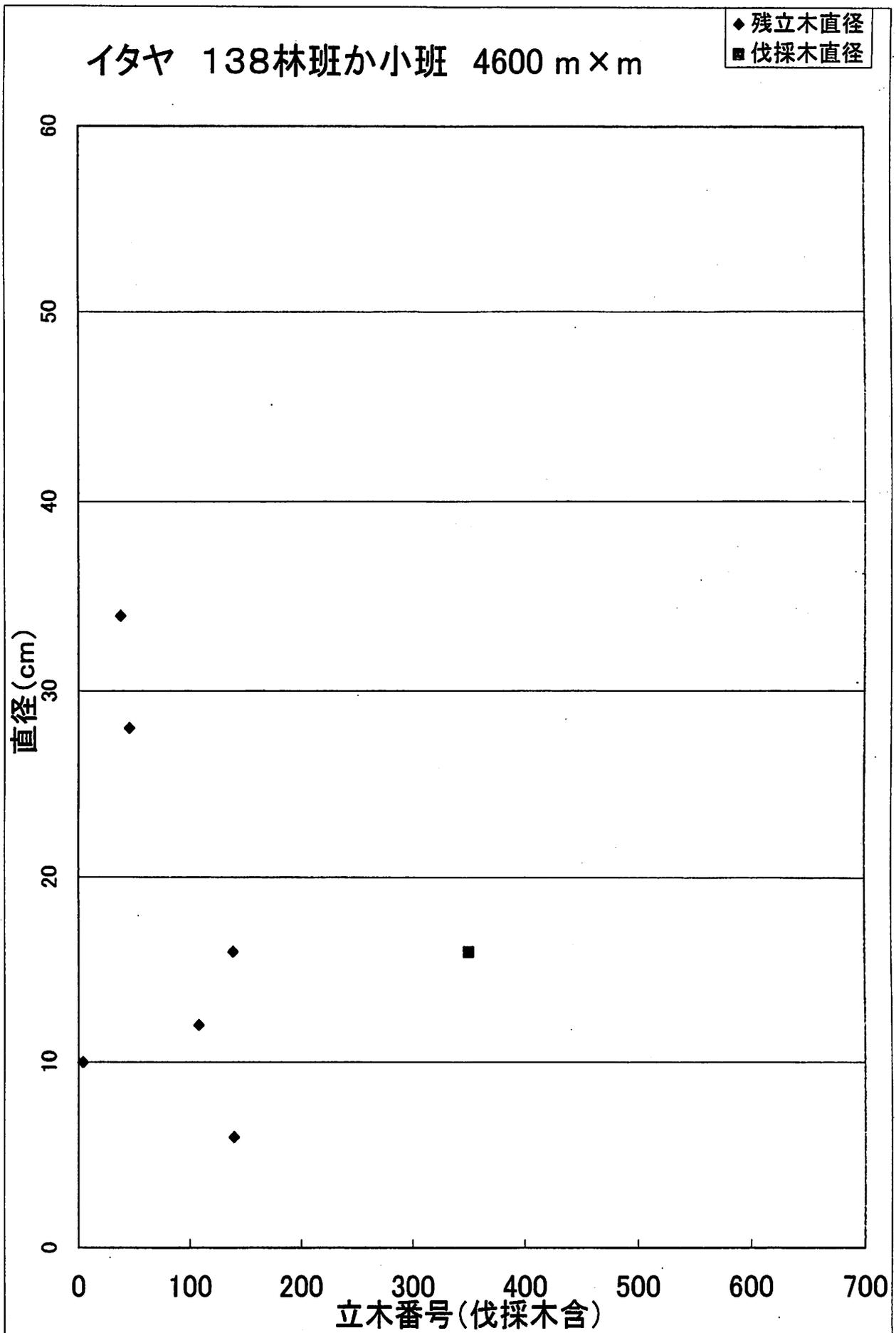
資料5. ルオマンソラプチ川流域、138林班の伐採地における径級区分図 (エゾマツ)



資料6. ルオマンソラプチ川流域、138林班の伐採地における径級区分図 (カバ)



資料7. ルオマンソラブチ川流域、138林班の伐採地における径級区分図 (イタヤ)



138林班「か」小班 樹種の構成
(本数)

- カバ
- エゾマツ
- トドマツ
- シナノキ
- イタヤカエデ

